

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省3-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	不動産・建設経済局			作成責任者名	地籍整備課長 佐々木 明徳			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	④	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	令和3年8月			
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
				H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度								
126	地籍調査の進捗率 (①優先実施地域での進捗率、 ②地籍調査対象地域全体での進捗率)	①79% ②52%	令和元年度	-	-	-	①79% ②52%	①79% ②52%	①B ②B	①87% ②57%	令和11年度	第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)において設定された目標値				
127	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	47%	令和元年度	-	-	-	47%	53%	A	100%	令和11年度	第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)において設定された目標値				
達成手段(開始年度)		R3年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R3年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
			H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)	R2年度 (百万円)	R3年度 当初 予算額 (百万円)										
(1)	地籍調査 (昭和26年度) ※	2021 国土省 20043200					行政事業レビューシート参照					126	・地籍調査費負担金等により地籍調査を実施した市区町村数: 779市区町村 ・地籍が明確化された土地の面積: 15,000km <sup>2</sup> (令和11年度) ・都市部(DID)を有する市町村のうち地籍調査に着手した市区町村数: 828市区町村(令和11年度)			
(2)	地籍基本調査(平成22年度)	2021 国土省 20043300					行政事業レビューシート参照					126	・地籍基本調査を実施した地区数: 10地区 ・効率的手法導入推進基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した地区数: 110(令和11年度) ・DIDにおける地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合: 36%(令和11年度) ・山村部における地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合: 52%(令和11年度)			
(3)	地籍整備推進(平成22年度)	2021 国土省 20043400					行政事業レビューシート参照					126	・地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数: 43件 ・一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除く、国土調査法第19条5項指定面積: 127km <sup>2</sup> (令和11年度)			
(4)	基準点測量(昭和26年度)	2021 国土省 20043500					行政事業レビューシート参照					126	・国が四等三角点を改測等した市町村数: 18市町村 ・国による都道府県に対する電子基準点を用いた測量手法に関する指導回数: 20回 ・四等三角点等の改測により進捗した地籍調査実施面積: 350km <sup>2</sup> (令和6年度)			
(5)	土地分類及び水に係る基本調査に関する経費(昭和26年度)	2021 国土省 20043100					行政事業レビューシート参照					127	・土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積: 2,152km <sup>2</sup> ・水基本調査(地下水調査)を実施した深井戸件数: 393件 ・土地分類調査及び水調査の閲覧・利用件数: 301,000件			
施策の予算額・執行額			12,655 (9,408)	13,572 (11,224)	9,183	6,034	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)1及び2 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)13.(9) 土地基本方針(令和3年度5月28日閣議決定)第二3.(2)、第四1. 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)3							
備考																

※平成28年度以降は地籍調査費負担金及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分等がある。